

黒部市総合振興計画審議会条例

平成18年3月31日

条例第14号

(設置)

第1条 黒部市の施策の総合的かつ基本的な計画(以下「総合振興計画」という。)の策定のため、黒部市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関し、調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、特別な事項を審議するため、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項に定める委員の任期は、総合振興計画に関する答申が終了したときまでとする。

2 前条第3項に定める専門委員は、特別な事項に関する審議が終了したときに委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務企画部企画政策課において行う。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。